

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

財務諸表分析検定試験規則

(令和6年2月改定, 令和6年4月施行)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、財務諸表分析に関する能力を検定する。
第2条 検定は筆記試験によって行う。
第3条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
第4条 検定試験は年1回実施する。
第5条 検定試験の出題範囲は別に定める。
第6条 検定試験は100点満点とし、検定に合格するためには、70点以上の成績を得なければならない。
第7条 検定に合格した者には、合格証書を授与する。
第8条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様式

第 号
合格証書
氏 名
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回 財務諸表分析検定試験に 合格したことを証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会 理事長 氏 名 印

- 第9条 検定試験受験志願者は、所定の申込手続きを行い、受験料を本協会に納めなければならない。
第10条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

財務諸表分析検定試験施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
第2条 試験規則第4条による試験日は、毎年12月の第2日曜日とする。
第3条 試験時間は90分とする。
第4条 受験料は1,800円とする。(消費税を含む)
第5条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
第6条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。

財務会計検定試験規則

(令和6年2月改定, 令和6年4月施行)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、財務会計に関する能力を検定する。
第2条 検定は筆記試験によって行う。
第3条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
第4条 検定試験は年1回実施する。
第5条 検定試験の出題範囲は別に定める。
第6条 検定試験は100点満点とし、検定に合格するためには、70点以上の成績を得なければならない。
第7条 検定に合格した者には、合格証書を授与する。
第8条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様式

第 号
合格証書
氏 名
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回
財務会計検定試験に
合格したことを証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会
理事長 氏 名 印

- 第9条 検定試験受験志願者は、所定の申込手続きを行い、受験料を本協会に納めなければならない。
第10条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

財務会計検定試験規則施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
第2条 試験規則第4条による試験日は、毎年12月の第2日曜日とする。
第3条 試験時間は90分とする。
第4条 受験料は1,800円とする。(消費税を含む)
第5条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
第6条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

管理会計検定試験規則

(令和6年2月改定, 令和6年4月施行)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、管理会計に関する能力を検定する。
第2条 検定は筆記試験によって行う。
第3条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
第4条 検定試験は年1回実施する。
第5条 検定試験の出題範囲は別に定める。
第6条 検定試験は100点満点とし、検定に合格するためには、70点以上の成績を得なければならない。
第7条 検定に合格した者には、合格証書を授与する。
第8条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様式

第 号
合格証書
氏 名
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回 管理会計検定試験に 合格したことを証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会 理事長 氏 名 印

- 第9条 検定試験受験志願者は、所定の申込手続きを行い、受験料を本協会に納めなければならない。
第10条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

管理会計検定試験施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
第2条 試験規則第4条による試験日は、毎年12月の第2日曜日とする。
第3条 試験時間は90分とする。
第4条 受験料は1,800円とする。(消費税を含む)
第5条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
第6条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。